

野洲市景観計画の運用における 現状と課題について

令和元年度6月21日 野洲市都市建設部都市計画課

野洲市景観計画

- 平成24年(2012年)10月策定。
- 野洲市景観形成方針の、めざすべき景観の将来像を実現するため、景観形成基準などの具体的な景観施策を定めたもの。
- 滋賀県景観計画の内容を踏襲。

野洲市景観計画



平成24年10月
野洲市

経緯

平成23年9月

野洲市景観形成方針 策定

平成24年

4月1日

野洲市景観条例 一部施行

6月1日

滋賀県景観行政団体へ移行

野洲市景観条例 全部施行

10月

野洲市景観計画 策定

景観法第16条に基づく届出実績

	合計	重点地区			一般地区
		琵琶湖景観形成地区	野洲駅南口地区	沿道景観形成地区	大規模建築物等
平成24年度	20	3	0	8	9
平成25年度	37	1	1	18	17
平成26年度	17	0	2	12	3
平成27年度	13	0	0	12	1
平成28年度	20	1	0	11	8
平成29年度	19	0	1	9	9
平成30年度	27	2	5	11	9

課 題

○太陽光発電設備の設置に係る景観形成

- 近年、野洲市内に大規模な太陽光発電設備の設置が見受けられ、環境と景観の両立が求められる
- 近隣市において、届出制度・景観形成基準が定められている

○運用中での懸念事項

- 外壁後退や屋根勾配、緑化措置の基準

見直しの方向性

○令和元年度

- 届出事例や近隣市の景観計画をもとに、課題の抽出・見直しの必要性等を検討

○令和2年度

- 見直しが必要であれば景観審議会にて改訂を提案